

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年5月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700390号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800012号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成4年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成5年4月1日から平成20年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表のとおりとする。

平成4年10月及び平成5年4月から平成20年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年10月及び平成5年4月から平成20年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月25日は2万4,000円、平成15年12月25日は2万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日及び平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年7月25日及び平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年10月1日から平成20年2月1日まで
② 平成15年7月25日

③ 平成 15 年 12 月 25 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額は、実際に支給された給与額と比べて低額となっている。請求期間①の給与明細書等を提出するので、請求期間①について年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

請求期間②及び③については、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。請求期間②及び③の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①の請求者のオンライン記録は、平成4年10月1日に36万円から22万円に月額変更、平成5年4月1日に22万円から9万8,000円に月額変更され、その後、資格喪失するまで標準報酬月額は9万8,000円とされているところ、請求期間①のうち平成4年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成5年4月1日から平成20年2月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、預金通帳、預金取引明細書及び複数の同僚から提出された給与明細書(以下「給与明細書等」という。)により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成4年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成5年4月1日から平成20年2月1日までの期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成4年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成5年4月1日から平成20年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成4年11月1日から平成5年4月1日までの期間については、給与明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成4年11月から平成5年3月までは22万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間に給与(請求期間②は32万6,801円、請求期間③は29万8,368円)を支給され、厚生年金保険料(請求期間②は1,630円、請求期間③は1,490円)を事業主により当該給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の給与額のそれぞれに見合う標準給与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準給与額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は2万4,000円、請求期間③は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③に係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者給与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの給与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700390号
 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800012号

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成4年10月	36万円	22万円
平成5年4月から平成6年10月まで	22万円	9万8,000円
平成6年11月から平成7年4月まで	19万円	
平成7年5月から同年9月まで	32万円	
平成7年10月から同年12月まで	24万円	
平成8年1月から同年5月まで	32万円	
平成8年6月及び同年7月	19万円	
平成8年8月及び同年9月	28万円	
平成8年10月から平成10年12月まで	26万円	
平成11年1月から同年5月まで	34万円	
平成11年6月	38万円	
平成11年7月から平成12年9月まで	36万円	
平成12年10月から平成15年8月まで	38万円	
平成15年9月から平成17年8月まで	41万円	
平成17年9月から平成18年12月まで	38万円	
平成19年1月から平成20年1月まで	41万円	

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700438号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800013号

第1 結論

平成26年3月31日から同年4月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年3月31日から同年4月1日まで

私のA社における退職年月日が同社の都合により平成26年3月30日とされたため、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成26年3月31日とされているが、実態的には平成26年3月31日まで同社に在籍していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成26年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求者の退職届によると、退職年月日は、平成26年3月30日であることが確認できるところ、請求者の同社に係る雇用保険の離職年月日も同日とされており、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、年金事務所が保管する、A社の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は、平成26年3月30日退職と備考欄に付した上で、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成26年3月31日として届出し、年金事務所は、平成26年4月4日に受付していることが確認できる。

さらに、A社は、請求者の平成26年3月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答しているところ、請求者から提出された平成26年3月給与明細書及び退職手当明細において、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。